

職務内容書（理事）

独立行政法人宇宙航空研究開発機構 理事（管理担当）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

当法人は、宇宙航空に関する幅広い研究開発を実施しています。

公募対象理事は、理事長・副理事長を補佐し、法人の重要な経営方針の立案に参画するとともに、主に一般管理部門の事業を掌理しています。

これらの業務について、現行の中期計画の目標達成を確実に実施できる優れた経営能力、実行力及びリーダーシップを有する者を求めます。

1. 機関名：独立行政法人宇宙航空研究開発機構

（法人の業務概要）

当法人は、平成15年10月に旧宇宙科学研究所、旧宇宙開発事業団及び旧航空宇宙技術研究所が統合し、我が国の宇宙開発利用及び航空科学技術を先導する中核機関として発足した独立行政法人であり、文部科学省の政策等に基づき、幅広い研究開発を実施している。

主な業務内容は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第18条において、以下のとおり定められている。

- （1）大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。
- （2）宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。
- （3）人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。
- （4）人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。
- （5）前各号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- （6）機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。
- （7）宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- （8）大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
- （9）前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2. ポスト：理事（管理担当）1ポスト1名
（任期、2年：～平成24年3月31日）

3. 職務内容

当法人の重要な経営方針の立案に参画するとともに、理事長及び副理事長を補佐し、以下の業務を分掌、統括し、その分掌に係る組織の職員（職員数約200名）を指揮・監督する。ただし、任期中に担当業務の変更をする場合がある。

現行の中期計画目標（～平成24年度末）及び年度計画に基づき、その達成に向けて的確に業務を遂行する。

（1）人事、評価監査、広報、セキュリティ及び総務等の管理業務

① 人事（人事部）

技術者等の人材育成、人事交流、人事考課・職責・目標管理・再雇用等人事制度の構築・運用に関する業務。人件費削減・給与構造改革・労務管理等に関する業務。

② 評価・監査（評価・監査室）

研究開発業務・管理業務に対する内部評価、国の独立行政法人評価等に関する業務及び内部監査、会計検査、行政監察等に関する業務。

③ 広報（広報部）

国民の科学技術全般及び宇宙開発利用への理解促進を図り、機構の研究開発成果を積極的に外部に発信するとともにタウンミーティング等を通じて国民の意見を広く求める業務。

④ セキュリティ（セキュリティ統括室）

情報やエリアのセキュリティに関する方針の立案や計画の企画、立案、調整及び推進に関する業務。

⑤ 総務等管理業務（総務部等）

国会・官庁等との渉外及び連絡調整に関する業務、機構の組織・体制・規程・法務等に関する業務。内部統制、リスク管理、コンプライアンス、一般管理費削減等に関する業務。

(2) 宇宙教育（大学及び大学院教育を除く）に関する業務（宇宙教育推進室）

宇宙に関する研究開発活動を教育の素材として活用し、青少年を対象とした社会教育や学校教育の授業支援に関する業務。

(3) 筑波宇宙センターの事業運営に関する業務（筑波宇宙センター管理部）

筑波宇宙センターに係る渉外、広報、視察、安全管理、セキュリティ管理等に関する業務。

4. 必要な資格・経験等

- ① 原則として任期満了時点で65歳未満であること（閣議決定に定められた要件）。
- ② 担当業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
- ③ 中立性・公平性を担保して業務を遂行でき、また、理事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ④ 科学技術に関する知識と経験を有し、世界及び我が国の宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術の動向を理解し、熱意と責任感を持って、我が国の宇宙開発利用及び航空科学技術を先導する業務にあたることができること。
- ⑤ 民間企業、独立行政法人、大学、国又は地方公共団体等において、組織運営に関する十分な経験を有し、相応の能力を有していると認められること。
- ⑥ 民間企業や国、外国政府の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。
- ⑦ 当機構の経営運営改革に意欲を持ち、リーダーシップを発揮できると認められること。

5. 勤務条件等

(1) 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：東京事務所（東京都千代田区）
- ・給与：年収（約1,400万円～1,600万円（税込））、通勤手当等
- ・福利厚生：健康保険、厚生年金、厚生年金基金等

(2) 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て理事長が任命

(3) 応募書類等

- ・履歴書（当法人指定様式（[PDF](#), [WORD](#)））
- ・自己アピール文書（当法人指定様式（[PDF](#), [WORD](#)））

（A4で2枚以内。自らがこのポストに適任であることなど、ポイント毎に簡潔にまとめてください。）

6. 欠格事項

独立行政法人通則法又は独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の役員欠格事項に該当する場合は、役員となることはできない。

- ・独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抜粋）

第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第61条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

- ・独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号）（抜粋）

第14条 通則法第22条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）